



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成25年3月25日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき（仮称）プラウド新川崎Ⅱ計画に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 住宅事業本部 事業開発三部長 神保 憲之
	指定開発行為の名称	（仮称）プラウド新川崎Ⅱ計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区塚越一丁目73番
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約10,462㎡ 計画人口：816人 計画戸数：271戸 建物高さ：約19.99m（建築基準法上の建物の高さ） 約21.5m（塔屋等を含む建物の最高高さ） 延べ面積：約25,000㎡
指定開発行為の施行期間	着手予定：平成25年8月 完了予定：平成27年5月	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成25年3月25日（月）から 平成25年5月 8日（水）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所では、 第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時 間：午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記条例準備書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦 覧 場 所	幸区役所、日吉出張所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成25年5月8日（水） （郵送の場合は、平成25年5月8日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の内容及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156